

(平成25年6月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 2件

中部（愛知）厚生年金 事案 7755

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月31日から同年4月1日まで

申立期間において、A社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社から提出された健康保険厚生年金保険失業保険被保険者台帳、同社本社の回答及び同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和40年4月1日に同社B支社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における厚生年金保険被保険者原票の昭和40年2月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、確認できる資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和34年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月25日から同年12月3日まで
A社に勤務している間、定年退職するまで途中退社等はしていないにもかかわらず、年金記録には空白の期間がある。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員経歴簿、雇用保険の記録及び申立人と同時期にA社本社から同社C支店に転勤した複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和34年11月25日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和34年12月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が保管する申立人の申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の資格取得日が昭和34年12月3日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（富山）厚生年金 事案 7757

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和35年5月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月22日から同年6月1日まで

申立期間については、A社D工場から同社C工場に異動した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事カード、同社からの回答、雇用保険の記録、複数の同僚の証言及び同僚の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年5月22日に同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和35年6月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明と回答しているが、申立人と同時期にA社D工場から同社C工場に異動した同僚一人についても、同社D工場での資格喪失日（昭和35年5月22日）と同社C工場での資格取得日（同年6月1日）が申立人と同じであったことが確認できることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（岐阜）厚生年金 事案 7758

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和56年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月31日から同年6月1日まで

申立期間当時、継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及びA社における申立期間当時の事務担当者の証言から判断すると、申立人は同社及びC社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、B社の回答及びA社における申立期間当時の事務担当者の証言から判断すると、昭和56年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和56年4月の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が昭和56年5月31日となっていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日及び同社C店における資格取得日に係る記録を昭和45年12月1日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年11月については5万6,000円、同年12月から46年2月までについては6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月30日から46年3月1日まで

A社B店から同社C店に異動した際の厚生年金保険の加入記録が無いが、私は、同社B店及び同社C店において継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

企業年金連合会から提出された厚生年金基金加入員台帳及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和45年12月1日に同社B店から同社C店に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B店における厚生年金保険被保険者原票の昭和45年10月の記録及び同社C店における同原票の46年3月の記録から、45年11月については5万6,000円、同年12月から46年2月までについては6万円とすることが妥当である。

一方、事業所索引簿によれば、A社C店は、昭和46年3月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所としての記録は無いが、同社C店は法人事業所であり、複数の元同僚の証言により5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断され

る。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答が得られず不明であるが、申立期間のうち、昭和 45 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日までについては、事業主が資格喪失日を同年 12 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主は、申立期間のうち、昭和 45 年 12 月 1 日から 46 年 3 月 1 日までにおいて適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る 45 年 12 月から 46 年 2 月までの保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（静岡）厚生年金 事案 7760

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格取得日に係る記録を昭和49年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで
年金記録を確認したところ、C社に出向し、A社B本社に戻った際に1か月の空白があることが分かった。
私は昭和43年11月25日にA社に入社してから平成16年7月末日に退職するまで継続して勤務し、保険料は控除されていたことは間違いないので申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された職員カードから判断すると、申立人は、同社及びその関連会社に継続して勤務し（C社からA社B本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日についてはA社から提出された申立人の職員カードに「昭和49年3月16日（復職）B営業所」と記載があり、申立人が申立期間において、同社B本社に在籍していたことは明らかであることから、同年3月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B本社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和49年4月の記録から11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していない

としていることから事業主が昭和49年4月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）国民年金 事案 3570

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から57年3月まで

私は、昭和55年4月頃にA市において、国民年金の加入手続と同時に付加保険料を納付する申込みをして定額保険料と付加保険料を納付していた。国民年金に新規で加入したのに、加入した月から国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年4月頃に国民年金の加入手続及び付加保険料を納付する申込みを行い、定額保険料及び付加保険料を納付していたとしているが、国民年金保険料（付加保険料を含む。）の納付方法、納付時期及び納付金額は覚えていないとしていることから、申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、A市の国民年金被保険者名簿索引票によると、備考欄に「S. 57. 4. 3 シンキ」と記載があり、これは昭和57年4月3日に国民年金加入手続が初めて行われたため、記載されたものと考えられる上、国民年金被保険者台帳管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年5月に払い出されていることが確認でき、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、同年4月頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、55年4月（厚生年金保険被保険者資格喪失月の翌月）まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったことから、国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、上記の申立人の加入手続が行われたとみられる昭和 57 年 4 月時点において、定額保険料については、申立期間のうち、55 年 4 月から 56 年 3 月までの分は過年度保険料として、同年 4 月から 57 年 3 月までの分は現年度保険料として納付することが可能であったものの、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）においては、昭和 57 年度に申立期間に係る定額保険料について催告が行われた記録が確認できるほか、申立人は、国民年金保険料を遡って納付した覚えは無いとしていることから、申立期間の定額保険料を納付したとまでは推認することはできない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続と同時に付加保険料を納付する申出をしたとしているところ、国民年金被保険者台帳、オンライン記録及び A 市の国民年金被保険者名簿では、いずれも昭和 57 年 4 月 3 日に申立人の付加保険料を納付する申出が行われたこととされており、これは申立人が所持する年金手帳に「付加納付 57 年 4 月から」の表記がされていることとも符合する。付加保険料については、制度上、申出をした日の属する月以後についてのみ納付することができるとされていることから、この付加保険料を納付する申出が行われた時期を基準とすると、申立人は申立期間の付加保険料を納付することができなかったものと考えられる。

その上、A 市の国民年金被保険者名簿において、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）は未納とされており、これはオンライン記録との食い違いは無い。

このほか、申立人が申立期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認めることはできない。

中部（富山）国民年金 事案 3571

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、国民年金の制度が始まった頃に、婦人会から国民年金加入の勧誘や、回覧板でお知らせが来ていたので、近所の方たちと誘い合い一斉に国民年金に加入した。保険料は、婦人会の班長が集金しており、その時の班長が誰であったかの記憶は無いが、近所で順番に当番制で班長をしていた。保険料は100円ぐらいの安い金額であったことを覚えており、夫が厚生年金保険の被保険者であるため、自分は国民年金に加入する必要はないと考え途中でやめてしまったが、2年ぐらいは加入して保険料を納付していたと思う。その後、国民年金に加入していると将来小遣いになると聞いて再び国民年金に加入した。申立期間に加入していたことについては昔のことであり、もう駄目だと思っていたので、今まで何もしていなかったが、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が始まった昭和36年頃に国民年金に加入して保険料を納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の国民年金手帳記号番号は50年10月頃に払い出されており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われたものとみられる。このため、申立人は申立期間において国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものとみられる。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和50年10月に国民年金に任意加入し、併せて付加保険料を納付する申出を行い、同年10月以降60歳に達する前月までの期間について、定額保険料及び付加保険料を納付

していたことは確認できるものの、オンライン記録と同様、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立人宅の近所の方たちと誘い合っで一斉に国民年金に加入していたとして二人の近隣住民の名前を挙げているところ、i) このうちの一人については、申立人が主張する国民年金制度発足当初に国民年金手帳記号番号は払い出されておらず、異なる時期に国民年金に加入しているため、近隣住民が一斉に国民年金に加入していたとまでは言い難いこと、ii) 残る一人については、国民年金制度発足当初に国民年金手帳記号番号が払い出されており、その時期に国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できるものの、上述のとおり、申立人に対しては昭和 50 年 10 月頃までに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人と当該近隣住民の状況が異なることを考え合わせると、当該近隣住民の保険料が納付されていることをもって、申立人の保険料が納付されていたと推認することまではできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から57年7月までの期間、60年10月から61年6月までの期間及び平成4年3月から7年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和36年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和56年9月から57年7月まで
② 昭和60年10月から61年6月まで
③ 平成4年3月から7年8月まで

私は、20歳になった頃に国民年金の加入手続を行い、その後、送付されてきた納付書で金融機関から国民年金保険料を納付していた。申立期間については納付書が送られてきたことをはっきり覚えており、保険料を金融機関から一度も納付していないということはないと思うので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は20歳になった頃に国民年金の加入手続を行い、その後、送付されてきた納付書で国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況等（オンライン記録）によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和63年8月頃に払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金の加入手続が行われ、申立人が20歳に到達した56年*月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立期間①及び②当時、申立人は国民年金に未加入であったことから、申立人に対して納付書が送付されていたとは考え難く、保険料を納付することはできなかったものとみられる。

また、申立期間③について、申立人は、この頃は半年分ぐらいつつ金融機関を通じて国民年金保険料を納付していたとしているが、i) その納付したとす

る保険料の金額については覚えていないとしているため、保険料納付状況の詳細は不明であること、ii) 申立期間③は42か月と長期間であり、この期間の保険料を申立人の主張する方法で納付するためには複数回の保険料納付が必要となること、その複数回にわたる保険料納付のいずれもが年金記録から欠落する可能性は低いものと考えられることを勘案すると、申立人が申立期間③の保険料を納付していたとまでは推認することができない。

さらに、申立人は、時期は定かではないが婚姻（平成7年9月）後、何かしらの年金関係の手続のためにA区役所の出張所に行った際、自身の年金記録がおかしいと騒ぎになり、その際に職員から「記録を消して調べます。再度調べ直します。」との話があり、この時に自身の年金記録は消されてしまったのではなかろうかとの疑念を抱いている。しかしながら、オンライン記録における国民年金の被保険者資格及び保険料納付に関しての訂正記録によると、申立期間後の11年12月及び12年1月の2か月（当該期間の前後については厚生年金保険被保険者期間）については、当初、第1号被保険者として国民年金保険料を納付すべき期間とされていたものが、13年12月に第3号被保険者として訂正が行われているものの、申立期間については、いずれも訂正が行われた形跡は確認できない。このことから、申立人が聞いたとする話は、申立期間以外の訂正に係るものであった可能性が考えられ、申立期間に関する保険料の納付の有無には関係していないものとみられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（静岡）国民年金 事案 3573

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から57年3月まで

私は、申立期間当時、数回仕事を変わっていたが、父親が国民年金保険料を納付してくれていた。父親は亡くなっているため、詳しいことは分からず、領収書なども見当たらないが、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続については、誰が行ったのか分からないとしているほか、申立期間当時の国民年金保険料を納付したとする父親は既に亡くなっていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況（オンライン記録）によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年11月頃に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人に係る国民年金の加入手続が行われ、申立人が20歳に到達した55年*月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年*月から同年9月までの国民年金保険料については、既に2年の時効が成立していたことから、父親が保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、前述の国民年金加入手続時期（昭和57年11月頃）において、申立期間のうち、55年10月から57年3月までの国民年金保険料は過年度保険料として納付することは可能であったものの、A市の国民年金被保険者名簿

を見ると、余白に「57. 4月より納入申出」と記載されており、同年4月から保険料を納付する申出がなされたことがうかがえることから、55年10月から57年3月までの保険料を父親が納付したとまでは推認することはできない。

加えて、父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7761（群馬厚生年金事案 318 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月から平成4年まで

前回の申立てについては、主張が認められなかったが、夫がA社B支店に勤務していたことは間違いない。辞める時に健康保険証を事業所に返しているため、厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。調査し申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間（昭和63年7月から平成4年まで）に係る申立てについて、申立人の妻は意見陳述の場において、「夫の年金記録及び平成元年12月の業務報酬明細書は、A社B支店と社会保険事務所（当時）が結託して抹消又は改ざんしたものであり、同社に勤務していたので、厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。」と主張している。

しかし、A社から提出された「嘱託の採用条件及び業務内容」（昭和57年11月）において、i）嘱託は委任契約とする、ii）業務連絡等のため、原則として週2、3日程度出勤する、iii）健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険は適用しない旨の記載があるところ、申立期間において申立人の雇用保険の加入記録が確認できないこと、及び申立人の妻から提出された平成元年12月の業務報酬明細書において厚生年金保険料、健康保険料、雇用保険料が控除されていることが確認できないことは、同社の嘱託に対する厚生年金保険等の取扱いに符合する上、申立人の年金記録及び当該業務報酬明細書に抹消・改ざんの形跡は無く、具体的な根拠が見当たらないことから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない

として、既に年金記録確認群馬地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成21年5月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人の妻は「申立期間頃に、夫はA社B支店に勤務していたことは間違いない。辞める時に健康保険被保険者証を事業所に返しているのに、厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。調査し申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張している。

しかし、申立期間においてA社B支店の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる複数の同僚が、申立人は同社同支店に嘱託として週に2日ほど出勤していたと証言していることから、申立人は申立期間において同社同支店に嘱託として勤務していたものと推認できるものの、前述のとおり同社から提出された「嘱託の採用条件及び業務内容」に照らせば、申立人は申立期間において厚生年金保険等に加入しない非常勤職員であったものと考えられる。

また、申立人の妻は、申立人がA社B支店を辞める時に健康保険被保険者証を事業所に返したと主張しているが、申立人は同社同支店を退職する時期に当たる申立期間のうち、平成2年7月31日から4年1月1日までは国民健康保険に加入していることが確認でき、申立人が退職時に同社同支店に健康保険被保険者証を返したとは考え難い。

このほかに年金記録確認群馬地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（静岡）厚生年金 事案 7762

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 9 月 25 日から 29 年 5 月 10 日まで

私は、昭和 28 年 9 月の終わり頃、戦前戦中に培った技術を見込まれ、A 社に入社した。当時、妻は妊娠していたため、入社当初から健康保険証の発給を願っており、毎月の給料から保険料も控除されていたが、実際に健康保険証を受け取ったのは、29 年 5 月 10 日だったことを記憶している。同社では、14 か月間ほど勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間が短いことに納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社において、昭和 29 年 5 月 8 日又は申立人と同様に同年 5 月 10 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚は、「私の年金記録は、A 社で厚生年金保険に加入したのは昭和 29 年 5 月となっているが、それよりも前に入社した覚えがある。また、私が入社した時には、既に申立人は勤務していたと思う。」と証言していることから、入社時期は明らかでないものの、申立人は、同年 5 月以前から同社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録により、A 社は平成 11 年 8 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本により、15 年 12 月 * 日に解散している上、申立期間当時の事業主 2 人のうち、1 人は死亡、残る 1 人は連絡が取れないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人は、「同期入社 of 者はいなかった。」と述べているところ、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む 13 人が昭和 29 年 5 月 10 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる

とともに、複数の同僚は、「入社日と厚生年金保険の資格取得日が相違している。」、「入社後すぐには厚生年金保険に加入しなかった。」と証言していることから、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも行っていなかったことがうかがえる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同社における資格取得日は、いずれもオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。